

多気町「産後ケア事業」のご案内

毎日子育てを頑張っているお母さんの心と体をケアします。



- 初めての子育てで自信がない。これでいいのかな？
- とても疲れているみたい。少し休みたいな。
- イライラして気持ちが不安定でつらい。
- おっぱいとミルクが足りているかな？

<産後ケアの内容>

- (1) 産婦の健康管理・産後の生活のアドバイス
- (2) 乳房のケア・授乳方法の指導
- (3) 乳児（新生児）の身体計測・発育発達のチェック
- (4) 乳児（新生児）の沐浴・スキンケアなど育児方法の指導
- (5) 育児相談や子育て情報の提供



<利用できる方>

※下記のすべての条件にあてはまる方です

- (1) 出産後1年未満の産婦およびその子である乳児（新生児）であって、そのいずれかが多気町に住民票がある方（委託機関によって対象期間は異なります）
- (2) 産後の体調の回復について不安のある方、または育児不安のある方、その他町が必要と認めた方
- (3) 産婦と乳児（新生児）ともに専門的な治療の必要のない方
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症にかかっていない方

<産後ケアの種類>

- ゆっくりケアを受けたい方は、医療機関・助産所などで宿泊型・通所型がお勧めです。
- ご自宅でケアを受けたい方は、訪問型がお勧めです。

宿泊型

医療機関や助産所に宿泊してケアを受ける。

1日3食付（初日と最後の日は1食または2食）

| 自己負担額（1日当あたり） | |
|---------------|--------|
| 町県民税課税世帯 | 3,000円 |
| 町県民税非課税世帯 | 1,500円 |
| 生活保護世帯 | 0円 |



通所型

医療機関や助産所で9:00～17:00の間、ケアを受ける。

1日1食付き。

| 自己負担額（1日当あたり） | |
|---------------|--------|
| 町県民税課税世帯 | 2,500円 |
| 町県民税非課税世帯 | 1,250円 |
| 生活保護世帯 | 0円 |



訪問型

ご自宅でケアを受ける。

| 自己負担額（1日当あたり） | |
|---------------|--------|
| 町県民税課税世帯 | 1,200円 |
| 町県民税非課税世帯 | 600円 |
| 生活保護世帯 | 0円 |



※駐車スペースの確保をお願いします。

※利用できる期間は、原則7日以内です。

※産後ケアの種類や対象時期や条件等は、委託機関によって異なります。

※前日正午以降のキャンセルの場合、キャンセル料がかかることがあります。

<委託機関>

| 委託機関名 | 所在地 電話番号 | 条件など | 産後ケアの種類 | | |
|-------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------------|-----------|
| | | | 宿泊型 | 通所型 | 訪問型 |
| ナオミレディース クリニック | 松阪市深長町 823 番地 TEL0598-63-0101 | 自施設で 出産した 産婦のみ | ○ 1カ月まで | ○ 1カ月まで | |
| 南産婦人科 | 松阪市下村町 1041 番地 TEL0598-29-2020 | 他施設で 出産した 産婦も可 | ○ 2カ月まで | ○ 2カ月まで | |
| 菊川産婦人科 | 伊勢市一之木 5-15-5 TEL0596-23-1515 | 自施設で 出産した 産婦のみ | ○ 4カ月まで | ○ 4カ月まで | |
| 三重中央医療 センター | 津市久居明神町 2158 番地 5 TEL059-259-1211 | 自施設で 入院継続 の 児または 産婦のみ | ○ 期間は 要相談 | | |
| 三重県助産師会 所属助産師 | | | ○ 1年未満 | ○ 1年未満 | ○ 1年未満 |

← (5カ月以降は要相談) →

※利用期間については、状況によっては対応できない場合があります。

<産後ケア利用の流れ>

- (1) 利用を希望する方は、多気町こども課へご相談ください。※妊娠中からも相談可。
- (2) ご出産後、「多気町産後ケア事業申請書」を記入し、こども課に申請してください。申請書はこども課窓口にあります。多気町HP（下記）からもダウンロードできます。
- (3) 申込みに際し、家庭状況等をお聞きするため、保健師がご自宅や医療機関にて面接させていただきます。
- (4) 申請後、利用の可否の審査をします。利用決定後、多気町こども課から「多気町産後ケア事業決定通知書」を申請者に送付します。
- (5) 決定通知書に従い、施設を利用しケアを受けます。
なお、やむを得ず利用を中止する場合は早めに施設（またはこども課）にご連絡ください。
- (6) ケア終了後、施設に自己負担分をお支払いください。

<産後ケア利用時の注意事項>

- (1) 利用施設の規則を遵守してください。
- (2) 次のサービスは事業に含まれません。
 - ・ 利用委託機関までの送迎
 - ・ 事業利用の乳児（新生児）の託児（24時間母子同室となる場合があります）
 - ・ 事業利用の乳児（新生児）の父・兄・姉に対するサービス
（特に利用期間中の乳児の兄弟などお子様の調整は必ず事前にご家族で行ってください。）
- (3) 必要物品については、利用する委託機関が決定いたしましたら直接委託機関にご確認ください。
（自己負担が必要な場合もあります）



【問い合わせ先】多気町こども課 ☎0598-38-1154（月～金（祝日除く）午前8時30分～午後5時まで）

多気町HP <https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kodomo/4/524.html> HPのQRコード→

